

香芝市習い事・塾代助成事業

「参画事業者」 運営の手引

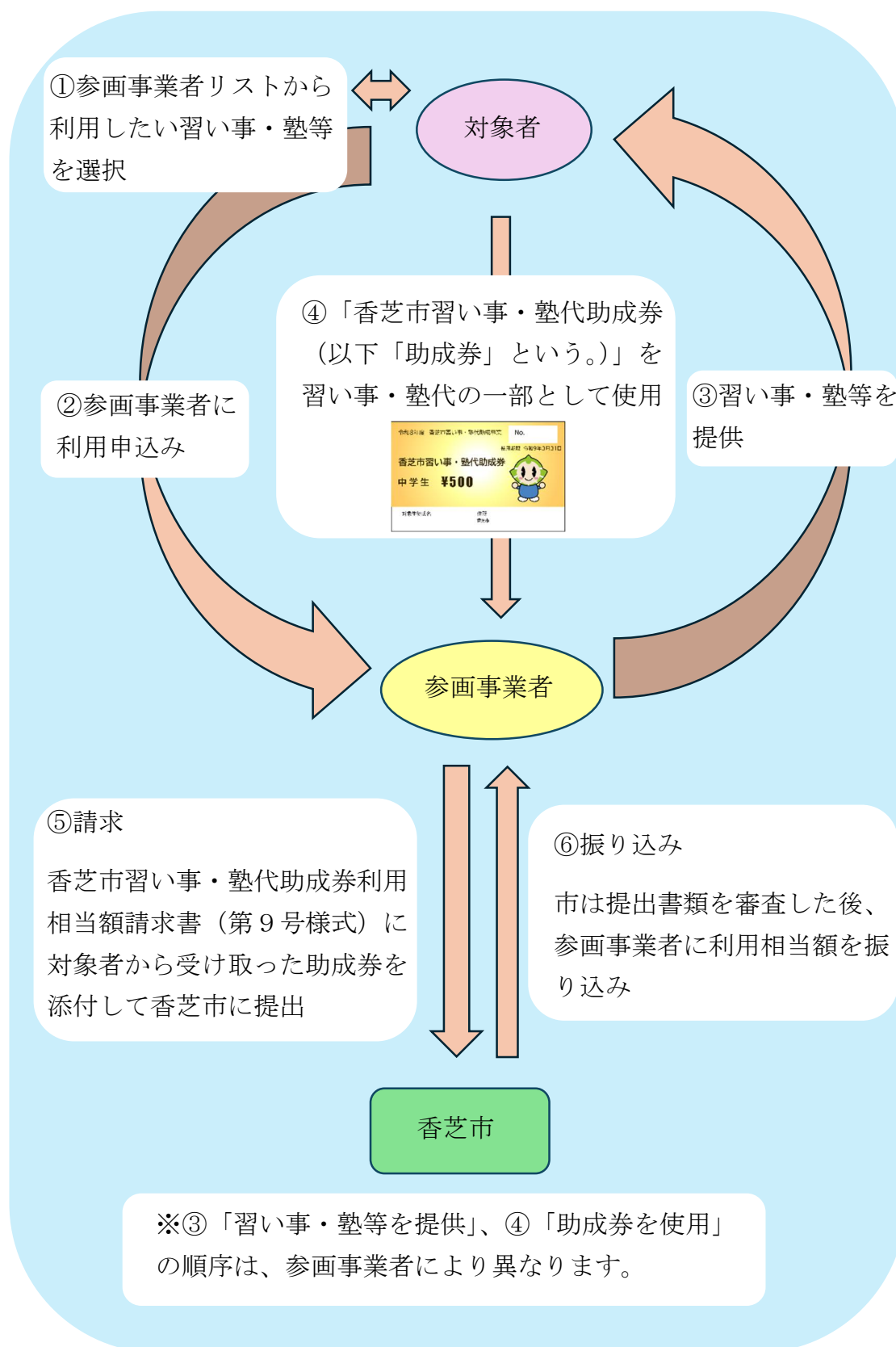
令和8年度

香芝市子ども家庭部児童福祉課

「参画事業者」運営の手引き 目次

香芝市習い事・塾代助成事業の利用イメージ・・・・・・・・・・	1 ページ
1 対象者が参画事業者リストから行きたい習い事・塾等の選択・・	2 ページ
参画事業者とは	
2 対象者が参画事業者へ申込み（助成券を使用）・・・・・・・・	3 ページ
(1) 対象者からの申込受付	
(2) 助成券について	
3 習い事・塾等の提供と対象費用・・・・・・・・・・	4 ページ
(1) 習い事・塾等の提供	
(2) 本事業が対象とする費用	
4 助成券の取扱い及び請求方法・・・・・・・・・・	6 ページ
(1) 請求手続	
(2) 年度末に係る請求手続	
(3) 請求書に押印する印鑑について	
(4) 助成券受領から支払までの流れ	

香芝市習い事・塾代助成事業の利用イメージ



1 対象者が参画事業者リストから利用したい習い事・塾等を選択

参画事業者とは

香芝市（以下「市」という。）に下記の書類を提出し、登録の認定を受けた事業者を指します。

【登録の認定に必要な書類】

法人	法人の履歴事項全部証明書（写し可） （原則、発行後3か月以内のものに限る）
	習い事・塾等の運営の実態が確認できる書類（※1）
	習い事・塾等の内容及び料金が分かる書類
法人格を有しない 団体	団体の規約等及び代表者が確認できる書類
	習い事・塾等の運営の実態が確認できる書類（※1）
	習い事・塾等の内容及び料金が分かる書類
個人事業主	個人事業の開業・廃業等届出書の写し
	習い事・塾等の運営の実態が確認できる書類（※1）
	習い事・塾等の内容及び料金が分かる書類

※1 習い事・塾等の運営の実態が確認できる書類とは、年間スケジュール又は対象生徒の保護者向けに渡している習い事・塾等に関する説明資料等（ルールや注意事項等）を指します。

※2 参画事業者リスト、参画事業者の登録基準及び登録申請等に関する詳細は、市ホームページに掲載しています（リストの情報は随時更新されます。）。

市ホームページ URL ↓

<https://www.city.kashiba.lg.jp/site/kosodate/64687.html>

市ホームページ QR ↓



2 助成券について

助成券は市が発行した紙クーポン券で、参画事業者が提供した習い事・塾等の料金の支払に使用することができます。

助成券の表面

令和8年度 香芝市習い事・塾代助成事業		No.	
		使用期限 令和9年3月31日	
香芝市習い事・塾代助成券			
中学生 ¥500			
対象生徒氏名	住所		
_____	香芝市		_____

見本

助成券の裏面

備考			香芝市 Kashiba City
1 この助成券は、香芝市習い事・塾代助成事業の参画事業者が行う 習い事・塾等に係る料金の支払にのみ使用できます。 2 この助成券は、交付決定を受けた方以外は使用できません。 3 この助成券の盗難、紛失又は毀損による再発行は行いません。 4 使用期限を過ぎた助成券は、無効となります。 5 この助成券は、返金し、及び換金することができません。 6 この助成券で、釣銭は出ません。 7 偽りその他不正な手段によるこの助成券の使用が発覚した場合は、 既に支払した助成券の利用相当額の返還を求めることがあります。			
参画事業者名 記入欄			

見本

3 習い事・塾等の提供と対象費用

(1) 習い事・塾等の提供

参画事業者は、学校外において、学習の指導又はスポーツ若しくは文化芸術に係る活動の指導を対象生徒に提供してください。

- ※1 参画事業者は、対象者から助成券の使用を求められた場合は、原則として拒否することはできません。ただし、参画事業者が一定の条件を設けている場合はその限りではありません。

(例)

ア 入塾テストの成績や面接により、入会の可否を決定している。

イ 受講料の支払いが遅延した場合は退会となる。 など

- ※2 参画事業者が助成券を使用する対象生徒に提供する習い事・塾等は、助成券を使用しない生徒に提供する習い事・塾等と同一の内容とします。

- ※3 参画事業者が助成券を使用する対象生徒へ提供する習い事・塾等は、本事業の対象者のみを対象とするものではなく、広く対象者を募っているものとします。

- ※4 参画事業者が助成券を使用する対象生徒に提供する習い事・塾等に係る料金は、助成券を使用しない生徒に提供する習い事・塾等に係る料金と同一の金額設定である必要があり、助成券を使用する対象生徒に対してのみ手数料等を上乗せすることは認められません。

(2) 本事業が対象とする費用

支払い欄に「○」印のあるものは助成券での支払を受けることができます。判断に迷われたときは、事前に児童福祉課へ御相談ください。

支払	項目	例
○	初期費用	入学金、入塾金、入塾テストなど
○	受講料、月謝、参加費、体験料	授業料、月謝など
○	受験料、試験料等	学習塾の学力テストなど
×	参画事業者以外で行う試験等	全国統一模擬試験、英語検定など
○	①通信費用など	インターネットを利用して授業やレッスンを受けるために、参画事業者に支払う通信料金など（※）
×	②通信費用など	インターネットを利用する際のプロバイダ料金、パケット料金など
○	①教材・教具、道具	参画事業者から購入する学習塾等の授業で使用するテキスト、ピアノのレッスンに使用する楽譜など（※）
×	②教材・教具、道具	書店や文房具店で購入する教材、文房具、スポーツ用品店で購入するシューズ、家電量販店で購入するタブレット端末など
○	①ユニフォーム、制服	ダンス教室等、参画事業者で購入するユニフォーム（※）
×	②ユニフォーム、制服	スポーツ用品店で購入するユニフォーム

※ 参画事業者が提供する習い事・塾等を受けるため必要不可欠なものに限ります。習い事・塾等の利用に付随しないものには、助成券を使用することができません。

4 助成券の取扱い及び請求方法

参画事業者は、次の手続により助成券の使用に係る請求を行うこととします。

(1) 請求手続

ア 参画事業者は、対象者から助成券を受領した場合、対象生徒の氏名及び住所の記載があることを確認し、保管します。

イ 参画事業者は、助成券の使用があったときは、助成券の利用相当額について請求してください。ただし、500円以下の支払について助成券の使用があった場合は、実費について請求してください。

ウ 参画事業者は、助成券の裏面に事業者名を記入又は押印し、1月分を一括し、原則として、助成券の使用があった日が属する月の翌月の10日（10日が土日祝日の場合はその翌日の平日を提出期限とします。提出が間に合わない場合は、翌月に繰り越して請求可能です。なお、郵送の場合も10日必着です。）までに、香芝市習い事・塾代助成券利用相当額請求書（第9号様式）（以下「請求書」という。）に、使用された助成券を添付して、持参又は郵送により児童福祉課に提出してください。郵送の場合は、配達状況の追跡が可能な「簡易書留」又は「レターパック」を使用してください。

エ 市は、ウにより提出された請求書及び助成券を確認し、助成券の使用が交付決定を受けた生徒本人であることや不正な行為による使用でないこと等を確認します。上記確認の結果、請求書及び助成券に不備等を発見した場合、市は当該参画事業者に対する支払を留保することができるものとします。

オ 市は、エにより確認を行った結果、請求額が適正であると認められる場合は、請求を受けた日から原則30日以内に参画事業者に対して助成券の利用相当額を支払います。

(2) 年度末に係る請求手続

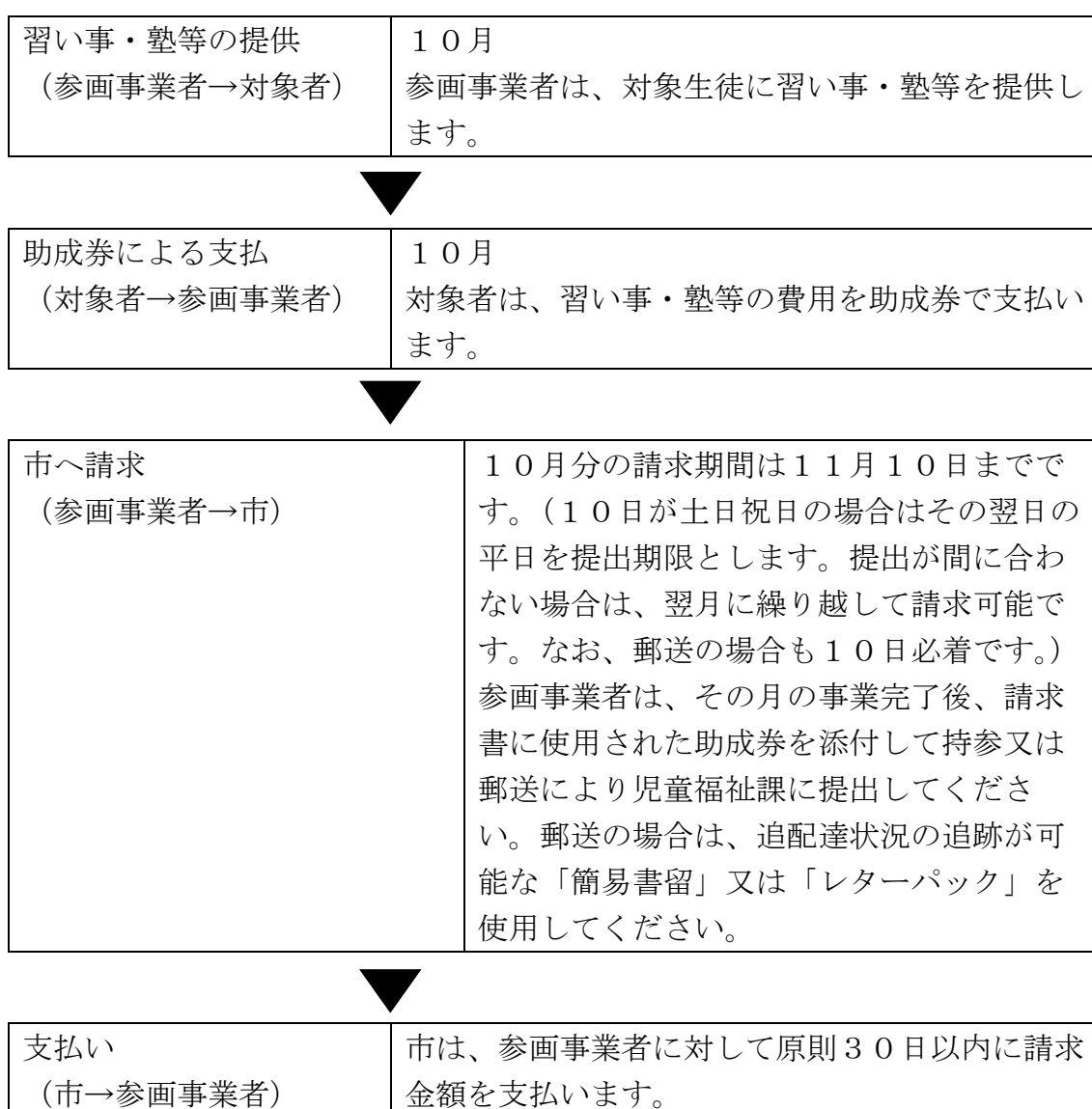
習い事・塾等の提供月の属する年度に係る請求手続は、当該年度中に行わなければなりません。年度を越える請求については、市は支払をすることができませんので注意してください。

※ 習い事・塾等の提供月が3月の場合の提出期限は3月31日とします。なお、当該日が土日祝日の場合はその翌日の平日を提出期限とします。

(3) 請求書に押印する印鑑について

口座振替登録申出書で登録した印と同じ印を請求書に押印してください。

(4) 助成券受領から支払までの流れ（例）10月利用分の場合



※ 香芝市習い事・塾代助成券利用相当額請求書（第9号様式）（エクセルファイル）は市ホームページからダウンロードすることができます。

【問合せ先】

香芝市子ども家庭部児童福祉課

所在地：〒639-0251

香芝市逢坂一丁目 3 7 4 番地 1

香芝市総合福祉センター内

電 話：0 7 4 5－7 9－7 5 2 2